

事業計画策定ガイドライン (バイオマス発電)

2017年3月策定

2018年4月改訂

2019年4月改訂

2020年4月改訂

2021年4月改訂

2022年4月改訂

2023年4月改訂

2023年10月改訂

2024年4月改訂

2025年4月改訂

資源エネルギー庁

目次

第1章 総則	1
1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け	1
2. 適用対象の範囲	3
3. 用語の整理	4
第2章 適正な事業実施のために必要な措置	6
第1節 企画立案	6
1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続	6
2. 地域との関係構築	8
3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築	9
第2節 設計・施工	18
1. 土地開発の設計	18
2. 発電設備の設計	19
3. 施工	20
4. 周辺環境への配慮	21
第3節 運用・管理	23
1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築	24
2. 通常運転時に求められる取組	25
3. 非常時に求められる対処	28
4. 周辺環境への配慮	28
5. 設備の更新	29
第4節 地域活用に関する事項	29
第5節 撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）	32
1. 計画的な廃棄等費用確保	32
2. 事業終了後の撤去及び処分の実施	33
第6節 市場取引等により供給する事業（FIP 認定事業）を行う場合の必要な措置	34
1. 基本的な考え方	34
2. FIP 認定事業独自の認定基準	34
3. FIT 認定事業から FIP 認定事業への移行	35
付録	37
主な関係法令リスト	37

第 1 章 総則

1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け

固定価格買取制度（いわゆる「FIT」）が 2012 年 7 月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づいて創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも、太陽光発電を中心に導入が拡大している。2018 年 7 月に閣議決定された第 5 次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーについて、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減と FIT からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き推進していくこととされた。再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、引き続き再生可能エネルギーの導入を促進し、環境への負荷低減を実現しつつ長期にわたり安定的に発電を継続していくことが重要であり、このことは、固定価格買取制度の調達期間終了後の低廉な電源の確保という観点からも重要である。2020 年 10 月の「国内の温室効果ガスの排出を 2050 年までに実質ゼロとする」宣言、2021 年 4 月の「2030 年に向けた温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減する」方針が表明され、同年 10 月の第 6 次エネルギー基本計画でも、2030 年に再エネ比率 36～38%を目指すとし、2025 年 2 月の第 7 次エネルギー基本計画では、エネルギー政策の原則である S+3E を大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとするなど、再生可能エネルギーに対する期待は高まっている。

一方で、制度創設により新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化した。そこで、適正な事業実施の確保等を図るため、2016 年 6 月に同法を改正し、再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）を認定する新たな認定制度が創設されている。

この認定制度では、事業計画が、①再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものであり、②円滑かつ確実に事業が実施されると見込まれ、③安定的かつ効率的な発電が可能であると見込まれる場合に、経済産業大臣が認定を行う。加えて、バイオマス発電においては、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達が認定要件に追加され、その重要性が明記されたところ。さらに、この事業計画に基づく事業実施中の保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施の遵守を求め、違反時には改善命令や認定取消しを行うことが可能とされている。

また、2022 年 4 月には「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 49 号）が施行され、同法第 3 条の「電気事業

者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正」により、新たに FIP 制度が措置されることになった。

2024 年 4 月には「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 44 号）が施行され、同法第 4 条の「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正」（以下、同条による改正後の「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」を「再エネ特措法」という。）により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、説明会等の FIT/FIP 認定要件化などの措置が盛り込まれた。

FIT/FIP 制度は、電気の利用者が負担する賦課金によって支えられている制度であり、認定を取得した再生可能エネルギー発電事業者は、その趣旨を踏まえた上で、再エネ特措法第 9 条第 4 項並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）第 4 条の 2 の 2、第 4 条の 2 の 3、第 5 条及び第 5 条の 2 に規定する基準に適合することが求められ、また、再エネ特措法に基づき事業計画を作成するに当たっては、再エネ特措法施行規則様式中に示される事項を遵守することへの同意が求められる。一例として、申請様式第 1（FIT/10kW 未満太陽光・10kW 以上 50kW 未満太陽光以外）における遵守事項の表は以下のとおり。

表 再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項
（申請様式（FIT/10kW 未満太陽光・10kW 以上 50kW 未満太陽光以外）抜粋）

遵 守 事 項	事業計画策定ガイドライン及び廃棄等費用積立ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。	☐
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	☐
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。	☐
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	☐
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	☐
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備の場合を除く】	☐
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	☐
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	☐
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	☐
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	☐
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	☐

認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画（変更）届出書の写し（対象となる規模に限る。）を提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し（対象となる規模に限る。）及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	☐
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	☐

事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（以下「本ガイドライン」という。）は、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適正な事業実施のために推奨される事項（努力義務）について、それぞれの考え方を記載したものである。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法第12条（指導・助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取消し）、第15条の6（積立命令）、第15条の11第1項（返還命令）に規定する措置が講じられることがあることに注意されたい。なお、努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、再エネ特措法第12条（指導・助言）等の対象となる可能性がある。

また、本ガイドラインに記載する事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものであることに注意されたい。

なお、本ガイドラインは再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づいて再生可能エネルギー発電事業者に求める事項について記載したものであるため、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則を除く他法令及び条例については、再生可能エネルギー発電事業者の責任において、各法令及び条例の規定を確認すること。また、再エネ特措法に基づく説明会等の詳細については「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参照すること。

2. 適用対象の範囲

- 本ガイドラインは、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき、事業計画の認定の申請を行うバイオマス発電事業者、及び認定を取得した事業計画に基づいて再生可能エネルギー発電事業を実施するバイオマス発電事業者に適用される。
- 本ガイドラインは、上記の者がその事業計画に係るバイオマス発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する期間（企画立案から当該発電設備の撤去及び処分が完了するまでの期間をいい、FIT制度の調達期間/FIP制度の交付期間に限られるものではない。）にわたって適用される。
- 上記以外のバイオマス発電事業者についても、本ガイドラインを参考に事業を実施することが望ましい。また、機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の再生可能エネルギー発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望ましい。

3. 用語の整理

(1) 関係法令等に関する用語

- ① 再エネ特措法
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）
- ② 再エネ特措法施行規則
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）
- ③ 電技省令
電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ④ 電技解釈
電気設備の技術基準の解釈。電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したもの。
- ⑤ 火技省令
発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 51 号）
- ⑥ 火技解釈
発電用火力設備の技術基準の解釈。火技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したもの。
- ⑦ 主任技術者（電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者）
電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の規定に基づき、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるために選任される者。
- ⑧ 保安規程
事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第 42 条及び電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 50 条の規定に基づきバイオマス発電事業者自らが作成する保守のための規程。
- ⑨ 技術基準適合維持義務
電気事業法第 39 条及び経済産業省令の規定に基づく電気工作物を技術基準に適合するように維持する義務。
- ⑩ 建設リサイクル法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ⑪ 廃棄物処理法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑫ 排出事業者
廃棄物処理法の規定に基づき、産業廃棄物の処理等について責務を負う排出事業者。本ガイドラインでは、発電設備の所有者（発電事業者）が、自ら撤去及び廃棄を行う場合にあっては、発電事業者が排出事業者となり、廃棄も含めた撤去を発注する

場合にあつては、直接当該解体工事を請け負った者が排出事業者となる。

(2) 発電設備に関する用語

① バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源であり、化石資源を除いたものをいう。FIT/FIP制度においては、バイオマスは以下のとおりに分類される。

メタン発酵ガス、森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料、建設資材廃棄物、一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマスを燃料とした発電をいう。

② 混焼

バイオマス燃料とバイオマス以外の燃料を混合燃焼する技術。

③ コージェネレーション（熱電併給）

熱源から電力と熱を生産・供給する仕組み。

第2章 適正な事業実施のために必要な措置

本章では、再生可能エネルギー発電事業者が再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、遵守すべき事項及び推奨される事項について、事業段階ごとに整理する。

第1節 企画立案

再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である。再生可能エネルギー発電事業者が発電設備を設置するに当たり、関係法令及び条例を遵守することは、地域と共生する上での前提である。しかしながら、関係法令及び条例を遵守していても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点から、さらに対策が必要となる場合もある。このため、再生可能エネルギー発電事業者においては、事業実施予定の地域の個別の状況を踏まえた上で事業を進めることが求められる。

また、事業の実施について、自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められる。

上記の点を踏まえ、本節では、発電設備を設置する土地及びその周辺環境の調査・整備を行う事業の企画立案段階における遵守事項等を示す。

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うこと。また、土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めること。
- ② 関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について、自治体や国の関係機関に確認及び相談し、関係法令及び条例の規定を遵守すること。巻末の付録1.の表2に記載の関係法令に基づく許可等が必要である場合は、事業計画の認定の申請を行う前に当該許可等を取得していること。なお、法律や条例等に基づく環境アセスメント手続が必要な場合、事業計画の認定の申請を行う前に環境影響評価方法書又はこれに相当する図書（環境影響評価の方法について検討した内容を記載する書類）に関する手続を開始していること。〔再エネ特措法施行規則第5条の2第3号、第4号〕
- ③ 自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。
- ④ 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、

開発計画の策定を行うように努めること。

- ⑤ 計画の遅延や採算性悪化などが見込まれるかリスク評価を実施し、事業実施の適否を判断するように努めること。

【解説】

②について、事業計画の認定申請に当たっては、環境影響評価方法書に関する手続が開始されていることが必要だが、再エネ特措法に基づく認定と関係法令及び条例の許認可等は異なる観点から行われるものであり、再エネ特措法に基づく認定は他法令における許認可等を担保するものではないため、関係法令及び条例の許認可の手続等の中で、計画の実現が困難になる可能性や、発電設備の設置場所や出力などが変更となる可能性があることに留意されたい。このため、事前に事業の実施のために必要な関係法令の手続を把握し、それぞれの手続について準備を進める必要がある。

巻末の付録 1. の表 2 に記載された関係法令に基づく許可等が必要である場合は、事業計画の認定申請時点において、当該許可等を既に取得していることが必要であり、事業計画の認定申請に当たっては、当該許可等を受けていることを示す書類を提出する必要がある。ただし、認定（新規認定申請及び変更認定申請）の申請を行った事業計画が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、適用しないこととする。

- ・入札対象案件以外は、2023 年 10 月 1 日前に事業計画の認定（新規認定）の申請を行った場合
- ・入札対象案件は、2023 年 10 月 1 日前に入札の事業計画受付締切りが到来する場合

なお、認定取得後に事業計画を変更すると、その変更内容次第で調達価格/基準価格が当該変更の認定時の年度の価格に変更される場合があり、例えば運転開始前後に出力を増加させた場合や運転開始前に出力を 10kW 以上かつ 20%以上減少させた場合は、調達価格/基準価格が変更される。ただし、FIT から FIP へ移行する変更の認定の場合は、当該案件に適用されている調達価格（消費税・地方消費税に相当する額は除く）が基準価格となる。

③について、防災の観点から、自治体のハザードマップを参考に、地域の防災、住民の避難等に影響がないよう計画を策定することが重要である。

⑤について、認定を取得した日から 4 年の運転開始期限内に運転を開始できない場合には、期限を超過した分だけ月単位で調達期間/交付期間が短縮することに留意が必要である。なお、2017 年度以前に認定を取得した案件については、2020 年 12 月 1 日を起算日として、運転開始期限が設定されていることに留意が必要である。また、運転開始期限から 1 年後の時点運転開始に至っていない場合、事業の進捗ごとに、以下のとおり失効期限日が設定されており、失効期限日までに運転開始に至らない場合は、認定が失効になることに留意が必要である。

- ① 運転開始期限から 1 年が経過する日までに系統連系工事着工申込書が受領されない場合：運転開始期限から 1 年が経過する日
- ② 運転開始期限から 1 年が経過する日までに系統連系工事着工申込書が受領された場合：運転開始期限に 4 年を加えた日

- ③ 運転開始期限から 1 年が経過する日までに系統連系工事着工申込書が受領され、かつ、工事計画届出の受領又は環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣の報告通知等の手続きに係る進捗確認申請が行われ、経済産業大臣によって確認された場合：調達期間/交付期間の終了まで失効を猶予

なお、系統連系工事着工申込にあたっては、提出時点において、以下の要件を全て満たしている必要があり、系統連系工事着工申込の受領後、実際には当該要件が満たされていないことが事後的に判明した場合、当初の失効期限日をもって失効となることに留意が必要である。

- ・土地の所有権その他の使用の権原を有していること
- ・農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農用地区域からの除外手続が行われていること
- ・農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地転用の許可の取得又は届出が行われていること
- ・再エネ発電事業計画の実施に必要な森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく林地開発許可を取得済であること

2. 地域との関係構築

- | |
|---|
| <p>① 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p> <p>② 再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」で定める説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲に該当する電源については、再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 に規定する説明会又は事前周知措置を実施すること。</p> <p>③ ②のほか、地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。また、環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。</p> |
|---|

【解説】

バイオマス発電設備の設置に当たっては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化することがある。地域住民の理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態も存在する。

これらを未然に防ぎ、バイオマス発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、①について、事業計画作成の初期段階からバイオマス発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である。

②について、詳細は「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参照すること。③について、配慮すべき地域住民の範囲、説明会の開催の要否などの具体的なコミュニケーションの方法については、土地の取得前などの計画初期段階から積極的に自治体と相談して、検討することが有益である。また、地域住民に対して、どのような事業者が事業を行うかをよく理解してもらうためには説明会の開催が効果的である。特に大規模発電設備を設置する場合、土地の開発を伴う場合、付近に住宅がある場合、近隣住民の生活環境への影響が過大になる場合には、地域とのコミュニケーションを密に図ることが求められる。

また、法律や条例等に基づく環境アセスメント手続において、説明会や環境影響評価図書に対する意見聴取等が定められており、これらを適切に実施することも、地域住民の理解の促進に資する。

また、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）では、市町村の基本計画に則り、地域住民との合意形成の下、地域への利益の還元を伴う事業を行うことで、一部の関係法令の手続の円滑化が図られる仕組みとなっており、地域住民の理解促進の参考にされたい。

3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

- | |
|---|
| <p>① 安定的にバイオマス発電を行えるよう、安定的に調達可能なバイオマス燃料及びその調達ルートについて検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定すること。また、使用する燃料については、遺伝子組換えや輸入植物検疫に関して、関係法令を遵守すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ、第 14 号〕</p> <p>② 国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、以下の事項を遵守すること。</p> <p>(1) 当該計画が既存用途との関係で与える影響を最小限にするように努めること。他の事業との競合可能性が高い種類のバイオマスの利用を計画している場合、当該種類のバイオマスを利用している既存事業者に対して、燃料調達に関する説明及び確認を行うように努めること。</p> <p>(2) 調達予定先となる全ての都道府県林政部局（国有林の場合は森林管理局等）に対して事前の説明を行うこと。また、当該計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、適切な措置を講じること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ〕</p> <p>(3) 森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス及び一般木質バイオマスについては、燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認定等を取得すること。さらに、予定する</p> |
|---|

調達先を想定した各バイオマスのライフサイクル GHG を算定して申告し、基準値を下回ることを申告すること。また、運転開始後についても、調達バイオマス毎にライフサイクル GHG が基準を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。加えて、使用しているバイオマス燃料のライフサイクル GHG の算定結果及び算定根拠について、自社のホームページ等で情報公開すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ(1)〕

- ③ 輸入木質バイオマスに係る燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、以下の事項を遵守すること。
- (1) 当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努めること。
 - (2) 国内の燃料調達事業者だけに留まらず、現地燃料調達事業者等との（直接又は商社等を通じた間接の）燃料安定調達協定等を確保し、かつ、流通経路（トレーサビリティがあること）を確認すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ(2)〕
 - (3) 加工・流通を行う取扱者から、持続可能性(合法性)が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付を受け、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。さらに、(i) 使用しているバイオマス燃料の持続可能性（合法性）を担保している第三者認証スキーム等の名称、(ii) 発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、自社のホームページ等で情報公開すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ(1)〕
 - (4) 燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証を取得すること。さらに、予定する調達先を想定した各バイオマスのライフサイクル GHG を算定して申告し、基準値を下回ることを申告すること。なお、ライフサイクル GHG の個別計算を活用する場合は個別計算ができることについての第三者認証を取得した上で算定を行うこと。また、運転開始後についても、調達バイオマス毎にライフサイクル GHG が基準を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。加えて、使用しているバイオマス燃料のライフサイクル GHG を担保している第三者認証スキームの名称について、自社のホームページ等で情報公開すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ(1)〕
 - (5) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく合法性確認木材等である燃料を調達・使用すること。また、事業実施期間にわたり当該燃料が合法性確認木材等であることを示す書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ(1)、第 14 号〕

- ④ 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの場合には、以下の事項を遵守すること。
- (1) 当該計画が既存用途へ与える影響を最小限にするように努めること。
 - (2) 国内の燃料調達事業者だけに留まらず、現地燃料調達事業者等との（直接又は商社等を通じた間接の）燃料安定調達協定等を確保し、かつ、流通経路（トレーサビリティがあること）を確認すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ(2)〕
 - (3) 主産物、副産物のいずれについても、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証により、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。また、燃料納入時に認証燃料であることを確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できるようにしておくこと。さらに、(i) 使用しているバイオマス燃料の持続可能性（合法性）を担保している第三者認証スキームの名称、(ii) 発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、自社のホームページ等で情報公開すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ(1)〕
 - (4) 燃料のサプライチェーン上の各社において、ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証を取得すること。さらに、予定する調達先を想定した各バイオマスのライフサイクル GHG を算定して申告し、基準値を下回ることを申告すること。なお、ライフサイクル GHG の個別計算を活用する場合は個別計算ができることについての第三者認証を取得した上で算定を行うこと。また、運転開始後についても、調達バイオマス毎にライフサイクル GHG が基準を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できるようにしておくこと。加えて、使用しているバイオマス燃料のライフサイクル GHG を担保している第三者認証スキームの名称について、自社のホームページ等で情報公開すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ(1)〕
- ⑤ メタン発酵ガス、建設資材廃棄物及び一般廃棄物・その他バイオマスの場合には、以下の事項を遵守すること。
- (1) メタン発酵ガス発電においては、消化液などの副生成物を安定的・継続的に利用ないし処理する計画を策定するように努めること。
 - (2) 建設資材廃棄物を燃料とする場合、燃料調達地域の木材資源リサイクル協会との事前調整を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ〕
 - (3) 一般廃棄物、産業廃棄物を使用燃料とする場合、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業や廃棄物処理施設の許可を得ることが必要であるため、発電設備を設置する都道府県や市町村に廃棄物に該当するか否かを確認すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ、第 14 号〕
 - (4) ライフサイクル GHG の確認のため、想定する調達先からの各バイオマスの輸送距離

を算定して申告し、既定値を下回ることを申告すること。また、運転開始後についても、調達バイオマス毎に調達先からの輸送距離が既定値を下回ることを確認できる情報を含む証票を確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できるようにしておくこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ハ(1)〕

- ⑥ ①、③、④のうち2018年3月31日以前に認定を取得した案件については、2019年3月31日までに以下の事項を行うこと。
- ・①、③、④について、現地燃料調達事業者等との（直接又は商社等を通じた間接の）燃料安定調達協定等の確保
 - ・④のうち主産物について、持続可能性（合法性）が認証された書類の交付（ただし、2018年12月19日までに運転開始している案件であって、2018年2月7日までに発電設備の発注と燃料安定調達契約書等の締結を済ませているものについては、持続可能性（合法性）の確保に関する事業者の自主的取組を行い、取組の内容及び燃料調達元の農園の情報を自社のホームページ等で情報開示することを条件として、2023年3月31日までその確認を猶予する。また、2018年12月19日までに運転開始していない案件については、持続可能性（合法性）の確保に関する事業者の自主的取組を行い、取組の内容及び燃料調達元の農園の情報を自社のホームページ等で情報開示するとともに、持続可能性（合法性）の確認ができるまでは運転開始しないことを条件として、2023年3月31日までその確認を猶予する。）
- ⑦ ④のうち副産物については、2022年4月1日の新規認定案件から認定時に持続可能性（合法性）を認証する書類の確認を行うこととする。2022年3月31日までの認定案件については、持続可能性（合法性）の確保に関する事業者の自主的取組を行い、取組の内容及び農園等の燃料発生地点の情報を自社のホームページ等で情報開示することを条件として、2024年3月31日までその確認を猶予する。
- ⑧ ②(3)については、2026年3月31日までの間は経過措置として、ライフサイクルGHGを確認できる認定等の取得を猶予する。また、③(4)、④(4)については、2026年3月31日までは経過措置として、ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証の取得を猶予する。なお、経過措置期間にあっても、2022年度以降の新規認定案件については 運転開始までにはライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく第三者認証等を取得するものとする。

【解説】

①について、バイオマスの燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、燃料の安定的な調達の可否、その調達コスト、設置予定地周辺のバイオマス発電設備の導入状況、バイオマス燃料を燃やした際に燃料灰等が発生する場合にはその処理方法等について、事前に確認するとともに、認定申請時にはこれらの事項を記載する燃料調達及び計画書を作成

し、提出する必要がある。

また、長期安定的に燃料調達が可能であることを担保すべく、燃料供給者との当面の間にわたる協定書や契約書を認定申請時に燃料調達及び使用計画書と併せて提示する必要がある。加えて、その調達方法が定量的な根拠又は具体的な方策に基づいていることを合理的に説明できるようにすること。

森林における立木竹の伐採若しくは間伐により発生する未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料又は建設資材廃棄物と石炭を原料とする燃料（コークス等を含む。以下単に「石炭」という。）を混焼する案件（石炭比率が0%より大きい案件）は、2019年度よりFIT/FIPの新規認定対象とならない。また、一般廃棄物・その他バイオマスと石炭（ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設におけるバイオマス発電設備において混焼されるコークスを除く。）を混焼する案件は、2021年度よりFIT/FIPの新規認定対象とならない。

なお、森林における立木竹の伐採若しくは間伐により発生する未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料又は建設資材廃棄物と石炭を混焼する案件のうち、2018年度以前に認定を受けたものについて、容量市場の適用を受ける場合又は調達価格/基準価格の変更を伴う変更認定を受ける場合は、FIT/FIPの対象から外れる。また、一般廃棄物・その他バイオマスと石炭（ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設におけるバイオマス発電設備において混焼されるコークスを除く。）を混焼する案件のうち、2020年度以前に認定を受けたものについて、容量市場の適用を受ける場合又は調達価格/基準価格の変更を伴う変更認定を受ける場合はFIT/FIPの対象から外れる。

②、③を含め、森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマスと一般木質バイオマスについては、バイオマスの由来を証明することが必要である。詳細は、林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を参照すること。

②(1)について、策定した燃料調達及び使用計画が同種のバイオマスを利用する既存事業者の調達に著しい影響を及ぼさないよう、素材生産量の増産や新たな燃料収集システムの構築等、既存事業者の懸念が払拭されるような適切な措置を講じるように努めるとともに、同一地域内でのバイオマス発電事業者を含めた既存事業者との調整を事業計画策定段階ですべきである。

②(2)について、近年、同一地域内でバイオマス発電事業を実施する者が増加しバイオマスの調達に競合が生じることが予見されるため、調達予定先となる全ての都道府県林政部局等(国有林の場合は森林管理局)に対して事前の説明を行うこと。なお、指導・助言を受けた場合は適切な措置を講じるとともに、同一地域内でのバイオマス発電事業者間の調整を事業計画策定段階で実施すること。

②(3)、③(4)、④(4)、⑤(4)について、ライフサイクル GHG 排出量の基準は、比較対象電源のライフサイクル GHG を 2030 年のエネルギーミックスを想定した火力発電のライフサイクル GHG である 180g-CO₂eq/MJ 電力とする。比較対象電源のライフサイクル GHG に対

する削減率は、2030 年度に使用する燃料については 70%削減を達成することを要求する。これを前提に、②(3)、③(4)、④(4)については 2022 年度以降の認定案件に対し、2023 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの間、⑤(4)については 2024 年度以降の認定案件に対し、2024 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの間について、燃料調達毎に 50%削減を達成することを要求し、これらの基準を満たすことを FIT/FIP 制度の認定の要件とする。また、②(3)、③(4)、④(4)については 2021 年度までの既認定案件、⑤(4)については 2023 年度までの既認定案件についても、燃料の計画変更の認定を受ける場合には、使用する全ての燃料についてライフサイクル GHG 排出量の基準の適用を受けるものとする。

ただし、以上のライフサイクル GHG 排出量の基準の確認対象とするのは、1,000kW 以上の案件に限る。

②(3)、③(4)、④(4)について、バイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の計算方法は、「FIT/FIP 制度におけるライフサイクル GHG 計算方法」を参照すること。また、ライフサイクル GHG 排出量の値については、「FIT/FIP 制度におけるバイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の既定値について」を参考とすることができる。

ライフサイクル GHG 排出量に係る情報公開について、その頻度は、運転開始日から 1 ヶ月が経過した日に初回の公開を行うこととし、その後は原則毎年 6 月末日を目途に公開情報を更新すること。

ライフサイクル GHG 排出量の基準の確認対象とならない案件についても、ライフサイクル GHG 排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めること。また、全ての認定案件について、透明性の観点から、当該自主的取組について自社のホームページ等での情報公開及び業界団体等への報告に努めること。

②(3)について、ライフサイクル GHG の確認ができることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス及び一般木質バイオマスのライフサイクル GHG（サプライチェーン上の伝達情報）を確認できると認められる認定等は、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく認定である。情報公開すべき算定根拠は、サプライチェーン上の伝達情報及び発電効率等とし、バイオマス発電事業者がライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証を取得している場合は、発電効率等についての情報公開は不要とする。

③(2)について、FIT/FIP 制度においては、バイオマス資源の安定的な確保を求めていることから、認定申請に当たっては、国外から燃料調達を行うバイオマス発電事業者は、国内の燃料調達事業者だけに留まらず、原産国における燃料調達事業者等との間で燃料安定調達協定等を締結すること。また、当該燃料安定調達協定等の締結においては、利用燃料の持続可能性（合法性）についても確保するとともに、燃料調達プロセスにおいて、トレーサビリティの確保の証明ができるよう考慮すること。

③(3)について、FIT/FIP 制度においては、法に則って伐採された木材のみを燃料として認めているため、認定申請に当たっては、燃料調達に関する体制において、持続可能性（合法性）が証明された木材・木材製品を用いていることを証明することが必要である。

具体的には、森林認証制度（※1）及び CoC 認証制度（※2）等における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照すること。

サプライチェーン上の事業者のうち、法令遵守を確認しない第三者機関による評価・認証のみを取得することとなる各主体の法令遵守については、各主体が法令違反等を行ったことを発電事業者が知った場合、直ちに経済産業省にその状況を報告するとともに、当該主体に対して改善を指導する等により法令遵守を促すこと。ただし、第三者認証によってサプライチェーン上の全事業者の法令遵守を確認することが可能であれば、こうした報告は不要である。仮に改善することが見込まれず法令違反が継続する場合には、全ての主体が法令遵守するようサプライチェーンを再構築すること。

情報公開について、その頻度は、運転開始日から1ヶ月が経過した日に初回の公開を行うこととし、その後は原則毎年4月1日を目途に公開情報を更新すること。なお、バイオマス発電事業者が自主的に第三者認証を取得した場合は、（ii）の当該情報公開は不要である。

（※1）森林認証制度

独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証する制度。

（※2）CoC 認証制度

森林認証を受けた森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み。

③(4)について、ライフサイクル GHG の確認できることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における輸入木質バイオマスのライフサイクル GHG を確認できると認められる第三者認証は以下のとおり。なお、持続可能性（合法性）の証明方法は、林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に適合することとする。

- ・ SBP Instruction Document Japan (Sustainable Biomass Program)
- ・ GGL Documents for supplying to the Japanese market (Green Gold Label)

③(5)について、再生可能エネルギー発電事業者が、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1号に規定する第一種木材関連事業として直接国外から燃料調達を行う場合は、自ら調達する燃料がクリーンウッド法に基づく合法性確認木材等であることを確認することとする。また、再生可能エネルギー発電事業者が、同条第2号に規定する第二種木材関連事業（以下「第二種木材関連事業」という。）として国内の燃料調達事業者を経由して燃料調達を行う場合は、納入される燃料がクリーンウッド法に基づく合法性確認木材等であることを確認することとする。

再生可能エネルギー発電事業者が、第二種木材関連事業として複数の国内事業者を経由して燃料調達を行う場合は、当該燃料が合法性確認木材であることを示す書類の保存等は努力義務とする。

④(2)について、FIT/FIP 制度においては、バイオマス資源の安定的な確保を求めていることから、認定申請に当たっては、国外から燃料調達を行うバイオマス発電事業者は、国内の燃料調達事業者だけに留まらず、原産国の搾油工場等まで遡って燃料安定調達協定等が確認できること。また、当該燃料安定調達協定等の締結においては、利用燃料の持続可能性（合法性）についても確保するとともに、燃料調達プロセスにおいて、トレーサビリティの確保とともに当該バイオマスが食用に供されないことの証明ができるよう考慮すること。

④(3)について、持続可能性（合法性）が証明された燃料を用いることを証明すること。現時点において FIT/FIP 制度における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性（合法性）を担保することができると認められる第三者認証は以下のとおり。

- ・ RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)
- ・ RSB Japan FIT (Roundtable on Sustainable Biomaterials)
- ・ GGL Documents for supplying to the Japanese market (Green Gold Label)
- ・ ISCC Japan FIT (International Sustainability and Carbon Certification)
- ・ MSPO (Malaysian Sustainable Palm Oil) Part4-1、4-2、4-3
- ・ PKS 認証制度（一般社団法人農産資源認証協議会）

これ以外の第三者認証を使用する場合には、専門的・技術的な場における検討が必要となるため、あらかじめ経済産業省に個別に相談すること。

主産物については、燃料を生産している農園から発電所に至るまでの全てのサプライチェーン上において、非認証燃料と混合することなく認証燃料が分別管理されていること（アイデンティティ・プリザーブド (IP) 方式又はセグリゲーション (SG) 方式の認証を取得していること）を確認する。副産物については、燃料の発生地点から発電所に至るまでのサプライチェーン上において、非認証燃料と混合することなく認証燃料が分別管理されていること（アイデンティティ・プリザーブド (IP) 方式又はセグリゲーション (SG) 方式の認証を取得していること）を確認する。認証の取得が必要な主体は、バイオマス燃料を発電所に納入する際に所有権を持つ主体までであり、原則として発電所におけるサプライチェーン (SC) 認証の取得は不要である。ただし、発電事業者自身が所有権を持った状態で流通等を行う場合は、SC 認証の取得が必要である。

なお、主産物と副産物については、当該燃料よりも付加価値の高い製品が産出されないものを主産物、それ以外を副産物と定義する。

農園及び最初の加工工場については原則と基準 (P&C) 認証（環境、社会・労働、ガバナンスの全てについての内容）の取得が必要であり、それより後の発電事業者の手前までのサプライチェーン上の主体は SC 認証の取得が必要である。（なお、異なる第三者認証で P&C 認証を取得した燃料を混合して管理する場合は、それらが非認証燃料と混合することなく管理されていることを条件に、分別管理されているものとみなすことができる。また、サプライチェーン上の全ての燃料が第三者認証を得られる状態になれば、燃料ごとの分別管理は不要となる。）

サプライチェーン上の事業者のうち、P&C 認証を取得せず、法令遵守を確認しない SC

認証のみを取得することとなる各主体の法令遵守については、各主体が法令違反等を行ったことを発電事業者が知った場合、直ちに経済産業省にその状況を報告するとともに、当該主体に対して改善を指導する等により法令遵守を促すこと。ただし、第三者認証によってサプライチェーン上の全事業者の法令遵守を確認することが可能であれば、こうした報告は不要である。仮に改善することが見込まれず法令違反が継続する場合には、全ての主体が法令遵守するようサプライチェーンを再構築すること。

情報公開について、その頻度は、運転開始日から1ヶ月が経過した日に初回の公開を行うこととし、その後は原則毎年4月1日を目途に公開情報を更新すること。なお、バイオマス発電事業者が自主的に第三者認証のSC認証を取得した場合は、(ii)の情報公開は不要である。

なお、国内で生産された農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを使用する場合は、あらかじめ農林水産省に個別に相談すること。

④(4)について、ライフサイクルGHGの確認できることを証明すること。現時点においてFIT/FIP制度における農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのライフサイクルGHGを確認できると認められる第三者認証は以下のとおり。

- ・RSB Japan FIT (Roundtable on Sustainable Biomaterials)
- ・GGL Documents for supplying to the Japanese market (Green Gold Label)
- ・ISCC Japan FIT (International Sustainability and Carbon Certification)
- ・MSP0 (Malaysian Sustainable Palm Oil) Part4-1、4-2、4-3
- ・PKS 認証制度 (一般社団法人農産資源認証協議会)

⑤(1)について、メタン発酵ガス発電区分は廃棄物(下水汚泥、食品残さ、家畜糞尿等)を原料とすることを想定して調達価格等/基準価格等の設定を行っている。なお、主産物・副産物を原料とするメタン発酵ガス発電は、当該主産物・副産物が直接燃焼される場合に該当する区分において取り扱われることに留意が必要である。

⑤(2)について、建築資材廃棄物が多様な用途で用いられていることに鑑み、木材資源リサイクル協会への事前調整に加え、近隣の製紙事業者や日本繊維板工業会会員事業者をはじめとする木質ボード製造事業者など既存事業者についても影響を確認することが望ましい。

⑤(3)について、一般廃棄物または産業廃棄物を使用燃料とする際には、以下の法令に基づく許可が必要となる。

- ・一般廃棄物処理業の許可…廃棄物処理法第7条
- ・一般廃棄物処理施設の許可…廃棄物処理法第8条
- ・産業廃棄物処理業の許可…廃棄物処理法第14条
- ・産業廃棄物処理施設の許可…廃棄物処理法第15条

使用燃料が廃棄物に該当するか否かについては、廃棄物処理法に基づく許可等を行う自治体(一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県)に確認すること。

⑤(4)について、調達先からの輸送距離の既定値は、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。

⑥について、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達を速やかに確保することが望ましく、①、③、④のうち 2018 年 3 月 31 日以前に認定を取得した案件については、2019 年 3 月 31 日まで（持続可能性（合法性）の確認に関する追加的な猶予措置が認められた案件については、2023 年 3 月 31 日まで）に該当事項を行うことが必要である。

（留意事項）新規燃料の取扱いについて

現時点で FIT/FIP の新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、主産物はパーム油、副産物は PKS、パームトランク、EFB（パーム椰子果実房）、ココナッツ殻、カシューナッツ殻、くるみ殻、アーモンド殻、ピスタチオ殻、ひまわり種殻、コーンストローペレット、ベンコワン（葛芋）種子、サトウキビ茎葉、ピーナッツ殻及びカシューナッツ殻油に限る。

現時点で FIT/FIP の新規認定の対象となる燃料以外の燃料を使用する場合は、専門的・技術的な検討が必要となることから、あらかじめ経済産業省に相談すること。

第 2 節 設計・施工

発電設備の運転開始後、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電し供給するためには、土地開発を含め長期的な安全の確保及び発電の継続に留意した設計を行うことが基本であり、防災、環境保全、景観保全の観点から策定した計画に基づいた設計及び施工が適切に実施されることが極めて重要である。

本節では、土地開発、発電設備の設計及び施工段階における遵守事項等を示す。

1. 土地開発の設計

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発の設計を行うこと。巻末の付録 1. の表 2 に記載の関係法令に基づく許可等が必要である場合は、事業計画の認定の申請を行う前に当該許可等を取得していること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条の 2 第 3 号、第 4 号〕
- ② 上記に加え、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めること。

【解説】

①について、巻末の付録 1. の付表 2 に記載された関係法令に基づく許可等が必要である場合は、事業計画の認定申請時点において、当該許可等を既に取得していることが必要であり、事業計画の認定申請に当たっては、当該許可等を受けていることを示す書類を提出する必要がある。ただし、認定（新規認定申請及び変更認定申請）の申請を行った事業計画が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、適用しないこととする。

- ・ 入札対象案件以外は、2023 年 10 月 1 日前に事業計画の認定（新規認定）の申請を行った場合
- ・ 入札対象案件は、2023 年 10 月 1 日前に入札の事業計画受付締切りが到来する場合

2. 発電設備の設計

- ① 第1節で策定した開発計画に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定並びにそれらに基づき取得した許認可等に従い、発電設備の設計を行うこと。設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。なお、2017年度以前に認定を受けた案件については、発電設備の発注を遅くとも当初認定後2年以内に行うこと。また、2018年度以降に認定を受けた案件については、発電設備発注を遅くとも当初認定後2年以内に行うよう努めること。〔再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号、第2号〕
- ② 電気事業法の規定に基づく技術基準適合維持義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令・電技解釈及び火技省令・火技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行い、工事計画の届出を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号〕
- ③ 防災、環境保全、景観保全を考慮し発電設備の設計を行うように努めること。
- ④ 保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。
- ⑤ バイオマス燃料により、燃焼効率・燃焼制御・燃焼障害・稼働条件・保守方法が異なるため、適した設備を設置するように努めること。
- ⑥ 電気事業法の規定により主任技術者の選任が必要な場合、発電設備の設計の早期の段階から選任し、その者と相談して設計するように努めること。

【解説】

①について、昨今のバイオマス発電の認定量の急増を踏まえ、国民負担の抑制の観点から未稼働案件を防止していくため、2017年度以前に認定を受けた案件に2年の設備発注期限を設けている。

なお、設備発注期限については、認定日より2年とした上で、環境アセスメント等の合理的理由（系統工事が長期間にわたることや、プラント需要の逼迫によって発注が滞ることは、ここでの「合理的理由」に該当しない。）があれば、合理的な期間で設備の発注等を猶予することとする。

⑤について、発電設備に関しては、これまで調達価格等算定委員会において検討がなされてきたコスト構造と比較し、大きな違いがあると疑われる場合、調達価格等算定委員会でFIT/FIP対象の該非等を決定することがある。

具体的に、コスト構造を踏まえた対応の例として、以下が挙げられる。

- ・メタン発酵ガスによる発電の場合は、発電設備に発酵槽が併設されていることが FIT/FIP 対象の必須要件となる。
- ・既存の火力発電設備を改修して行うバイオマス発電事業は原則として FIT/FIP の対象外だが、①燃料タイプの転換（液体燃料 ⇒ 固形燃料）、②バイオマス専焼設備（バイオマス比率 90%以上）への転換、③主要な電気設備（タービン・発電機）の全更新、という要素を全て満たす大規模な改修を伴う場合には、新設と同等のものとして FIT/FIP の対象になり得る。

3. 施工

- ① 1. 及び 2. で行った設計に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定並びにそれらに基づき取得した許認可等に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 2 項第 1 号、第 5 条の 2 第 3 号〕
- ② 防災、環境保全、景観保全を考慮し土地開発の施工を行うように努めること。また、施工の際は、周辺地域の安全を損なわないように努めること。
- ③ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合維持義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように電技省令・電技解釈及び火技省令・火技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の施工を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 2 項第 1 号〕
- ④ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和 45 年法律第 96 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）、建設リサイクル法、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）等の関係法令及び条例を遵守し、必要な資格を有する者が施工すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 2 項第 1 号、第 5 条の 2 第 3 号〕
- ⑤ 運転開始前の検査（使用前自主検査、溶接自主検査）については、電気事業法の規定に従い、適切に実施し、その結果を記録、保管すること。また、検査終了後、使用前安全管理審査を受審すること。電気事業法で検査義務がないものについても、自主的に電気事業法に基づく技術基準に適合しているか確認を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 2 項第 1 号〕
- ⑥ 発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成するように努めるこ

と。また、完成図書を事業終了時まで、適切な方法で管理及び保存するように努めること。

- ⑦ 設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないように、関係法令や条例、自治体の指導等に従い、適切に処理するように努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う資材や廃棄物等が適切に処理されていることを確認するように努めること。廃棄物が残置されている場合、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導するように努めること。

4. 周辺環境への配慮

- ① 設計・施工に当たり、発電設備等からの臭気により地域住民の生活に支障が出ないよう配慮すること。また、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。さらに、ばい煙が発生する場合には、大気環境への影響を低減する適切な措置を講ずるよう努めること。
- ② 発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第5号〕

- ・ 発電設備の区分
「バイオマス発電設備」と記載。
- ・ 発電設備の名称
- ・ 設備ID
- ・ 発電設備の設置場所
- ・ 発電設備の出力
- ・ 認定事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））、住所・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））
（※）法人の場合の代表者氏名については任意。
- ・ 連絡先
設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、認定事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。
- ・ 運転開始年月日
運転開始前においては、「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日（予定）」と記載すること。運転開始予定日が変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月日を「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日」と記載すること。ただし、2017年度以前に標識を設置した場合は、平成表記でも構わない。

標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発

電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示すること。風雨により劣化・風化し文字が消えることがないように適切な材料を使用することとし、発電設備の外部から見えやすい位置に取り付けること。また、強風等で標識が外れることがないように設置すること。標識の大きさは縦 25cm 以上×横 35cm 以上とする。

標識の掲示は、再エネ特措法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこと。また、掲示内容に変更があった場合（事業者変更があった場合や連絡先（電話番号）に変更があった場合を含む。）は速やかに標識の掲示を付け替えること。

- ③ ②の標識の掲示について、2017 年 3 月 31 日以前に旧認定を受けた発電設備については、2016 年改正後の再エネ特措法の認定を受けたものとみなされた日から 1 年以内に（この時点で着工前である場合は着工後速やかに）標識を掲示すること。
- ④ 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、立入防止措置として、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号〕
- ⑤ ④の柵塀等の設置について、2017 年 3 月 31 日以前に旧認定を受けた発電設備については、2016 年改正後の再エネ特措法の認定を受けたものとみなされた日から 1 年以内に（この時点で運転開始前である場合は運転開始後速やかに）設置すること。

【解説】

②について、バイオマス発電設備が地域における公衆安全や生活環境を損なうおそれがある場合、発電設備についての管理責任を負う者の連絡先が不明であると危険な状態への速やかな対応ができないおそれがある。このため、当該事業に係る情報を掲示し、その管理責任を負うべきバイオマス発電事業者の所在を明らかにし、地域住民や自治体が緊急時に速やかに連絡を取れるようにすることが求められる。

再エネ特措法では、再生可能エネルギー発電事業者に対して、発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側から見えやすい場所に標識を掲示することを求めており、以下の図「標識のイメージ」に準じた標識を設置することが必要である。なお、屋外広告物条例等の関連条例により、掲示の大きさや色などが規制される場合は、関連条例の規定に従い、標識を掲示すること。

「保守点検責任者名」について、保守点検責任者とは、保守点検及び維持管理の方針及び実施について判断する権限を有する者（保守点検及び維持管理の実施のみを委託する場合等において、その委託先等は含まない。）をいう。なお、保守点検責任者については、事業計画及びこれに添付する「事業実施体制図」中に記載する保守点検責任者と同一の者

を記載すること。

また、緊急時にバイオマス発電事業者又は保守点検責任者に連絡が取れるよう、「再生可能エネルギー発電事業者」又は「保守点検責任者」のいずれかの項目において、連絡先（電話番号）を記載すること。連絡先に変更があった場合は、標識の掲示を付け替えるとともに、再生可能エネルギー電子申請システムにおいて連絡先の変更を行うこと。

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	バイオマス発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D××××××15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-××××
	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
連絡先		××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)○○○○年X月○日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

④について、具体的には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵堀等を設置することが求められる。柵堀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（堀つきの施設内に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵堀等の設置を省略することができることとする。さらには、柵堀等の設置を省略する場合において、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を②の標識に併せて掲示すること。

柵堀等は発電設備の設置後速やかに設けることが望ましく、遅くとも運転開始までには設置を完了することが必要である。また、2017年3月31日以前に旧認定を受けた発電設備については、2016年改正後の再エネ特措法の認定を受けたものとみなされた日から1年以内に（この時点で運転開始前である場合は運転開始後速やかに）柵堀等の設置を完了することが必要である。

第3節 運用・管理

再エネ特措法の目的は、エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境への負荷の低減を実現する観点から、再生可能エネルギー電気の利用を促進することであり、再生可能エネルギー発電事業者は、再生可能エネルギー電気を適切な方法で発電し、長期安定的に供給する

ことが求められる。このため、発電を継続して行うことが可能となるよう、再生可能エネルギー発電事業者が発電設備を適切に保守点検及び維持管理することが重要である。

再生可能エネルギー発電事業を安定的に行うためには、発電設備の性能低下や運転停止といった設備の不具合、発電設備の破損等に起因する第三者への被害を未然に防ぐため、発電設備の定期的な巡視や点検の実施が重要である。また、運転開始後に適切な対応を確実に実施するためにも、事業の計画段階において、保守点検及び維持管理に係る適切な実施計画の策定及び実施体制の構築が必要である。

本節では、保守点検及び維持管理について、計画の策定及び体制の構築、運転中の取組、周辺環境への配慮に分けて、それぞれにおける遵守事項等を示す。

1. 保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築

- | |
|--|
| <p>① 保守点検及び維持管理に係る実施計画（点検項目及び実施スケジュールを含む。以下「保守点検及び維持管理計画」という。）を策定すること。その際、関係法令及び条例の規定に従い、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行うこと。
〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕</p> <p>② 電気事業法の規定により保安規程の届出義務がある場合、この保安規程を踏まえた保守点検及び維持管理計画を策定すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕</p> <p>③ 策定した保守点検及び維持管理計画に基づき、適切に保守点検及び維持管理を実施する体制を構築すること。電気事業法の規定により主任技術者の選任が必要な場合、その者を含めた体制とすること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕</p> <p>④ 発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕</p> <p>⑤ 保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、安全かつ安定的な発電を長期にわたって行うことができる事業実施体制を構築すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕</p> <p>⑥ 保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕</p> |
|--|

【解説】

①について、長期安定的にバイオマス発電事業を実施できるよう、事業の計画段階において、適切な保守点検及び維持管理計画を策定し、またその実施体制の構築が必要である。具体的に定めるべき事項としては、以下のような例が挙げられる。

- ・保守点検及び維持管理スケジュール
- ・保守点検及び維持管理の人員配置・体制計画
- ・保守点検及び維持管理の範囲
- ・保守点検及び維持管理の方法
- ・保守点検及び維持管理時の安全対策
- ・保守点検及び維持管理結果の記録方法 等

②③について、保守点検及び維持管理の体制構築については、主任技術者等とも相談し、安全確保に関する事項、発電性能維持に関する事項を整理し、保守点検及び維持管理計画の策定や体制の構築を行うことが必要である。なお、実施体制の目安として、故障後3か月以内を目途として修理が可能な体制とすることが適切である。

④について、特に事故発生時などは、速やかに対応ができるように体制を整えておくことが重要である。

⑤について、保守点検及び維持管理計画の策定や実施体制の構築の際、必要に応じて専門家と相談し、又は専門業者へ委託することで効果的な計画の策定及び体制の構築が可能となる。保守点検等について委託をする場合には、委託先の事業者と相談の上、適切な保守点検及び維持管理計画や実施体制を組むことが望ましい。

2. 通常運転時に求められる取組

(1) 安全の確保及び発電性能の維持に関する取組

- | |
|--|
| <p>① 関係法令及び条例の規定に従い、発電設備を運転すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第14号〕</p> <p>② 保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号〕</p> <p>③ 発電設備が技術基準に適合し続けるよう、適切に保守点検及び維持管理を行うこと。運転開始後の検査（定期自主検査）については、電気事業法の規定に従い、適切に実施し、また定期安全管理審査を受審すること。電気事業法に基づく保安規程の届出義務がある場合には、当該保安規程の内容を遵守すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第2項第1号〕</p> <p>④ 実施した保守点検及び維持管理の内容について、記録・保管すること。また、発電電力量を計測し、記録するように努めること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第</p> |
|--|

3 号]

- ⑤ 燃料調達及び使用計画に沿った燃料の確保に努めること。また、燃料調達の履歴について記録し、保存すること。例えば、国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達に当たっては、伐採等届出の提出等森林法の規定に従い伐採が行われたものであることを確認すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ハ〕
- ⑥ 燃料を製造・保管する際は、燃料の飛散、流出等がないようにすること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号〕
- ⑦ 燃料の保管に当たっては、適正に分別して品質管理に努めること。
- ⑧ 発電電力量の低下や不慮の運転停止の未然防止に積極的に努めること。

【解説】

④について、再エネ特措法においては、事業計画に従って適切な保守点検及び維持管理を行うことを求めている。したがって、適切に実施していることを示すために、実施した保守点検及び維持管理の内容について記録・保管し、経済産業大臣の求めに応じて、提出できるようにしておくことが必要である。

(参考) バイオマス比率の変更について

2019 年 4 月 1 日以降に特定契約を締結する案件又は 2022 年 4 月 1 日以降に新規に認定を取得する案件については、FIT の適用を受ける場合であって認定に係る全体のバイオマス比率を FIT による毎月の買取りの上限とし（上限を超えた分は、非 FIT の再エネ電気として売電）、買取上限を引き上げる場合又は FIP の適用を受ける場合であって認定に係る全体のバイオマス比率を毎月のプレミアム交付の上限とし（上限を超えた分はプレミアム交付なし）、交付上限を引き上げる場合は、バイオマス全体について最新の調達価格/基準価格に変更される。また、認定に係る全体のバイオマス比率を年間で 40%以上減少させる場合は、バイオマス全体について最新の調達価格/基準価格に変更される。

2019 年 3 月 31 日までに特定契約を締結している案件については、認定に係る全体のバイオマス比率を年間で増加させる場合、バイオマス全体について最新の調達価格/基準価格に変更される。（FIT の適用を受ける場合であって、特定契約を巻き直し、当該増加前の認定に係る全体のバイオマス比率を毎月の FIT 買取上限として設定する場合は、調達価格は変更されない。また、当該案件が FIP へ移行している場合であって、当該増加前の認定に係る全体のバイオマス比率を毎月のプレミアムの交付を受ける上限として設定する場合は、基準価格は変更されない。）また、認定に係る全体のバイオマス比率を年間で 40%以上減少させる場合は、バイオマス全体について最新の調達価格/基準価格に変更される。

また、バイオマスの内訳については、特定契約の締結日にかかわらず、認定に係る区分ごとのバイオマス比率を年間で+20%以上増加させる場合（非バイオマスによる発電に係る

電気も含めた供給電力量全体に占める当該増加分の割合として算定)、当該区分について最新の調達価格/基準価格に変更される。なお、バイオマスの内訳におけるバイオマス比率の減少については、制約はない。

年間のバイオマス比率については、定期報告（運転費用報告）によって確認を行う。

※上記の取扱いについては、2019 年 3 月 31 日以前に新規認定を取得している場合は 2019 年 4 月 1 日時点の認定に係るバイオマス比率（2019 年 4 月 1 日以降に調達価格/基準価格の変更を伴うバイオマス比率の変更認定があった場合には、当該変更認定後のバイオマス比率）、2019 年 4 月 1 日以降に新規認定を取得した場合は新規認定時のバイオマス比率（2019 年 4 月 1 日以降に調達価格/基準価格の変更を伴うバイオマス比率の変更認定があった場合には、当該変更認定後のバイオマス比率）が基準となる。

※激甚災害に伴い処理を依頼したことを自治体が証明した木材等（被害木等）をバイオマス発電設備で受け入れる場合は、当該被害木等に係る比率を上記の措置のカウントから除くことが可能である。（カウントから除いた分も、区分に応じて FIT の買取対象/FIP のプレミアム交付対象とする。）ただし、一のバイオマス発電設備における一の災害に係る上記の取扱いは、当該災害に伴う被害木等を用いて当該バイオマス発電設備で発電を始めてから 1 年間に限る。

※ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設）のうち焼却施設におけるバイオマス発電設備については、上記の取扱いを適用しない。

※燃料設備の故障に係る事由を原因とする年間実績における全体のバイオマス比率の減少については、設備の修繕に係る発注の確認を行った上で、連続する 2 年に満たない範囲で当該事由に配慮する。

（２）出力制御

- | |
|--|
| <p>① 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から、国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 4 号〕</p> <p>② 特定契約電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。〔再エネ特措法施行規則第 14 条第 1 項第 8 号チ〕</p> <p>③ 電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 8 号の 4 チ〕</p> |
|--|

【解説】

①について、電気は常に需要と供給を一致させる必要があるが、再生可能エネルギーが

高出力となる場合、火力発電の出力を最低まで下げ、さらに、揚水式水力の揚水運転等により、需給バランスを調整するが、それでもなお余剰となる場合、停電等を避けるため再生可能エネルギーの出力制御を行うことが必要である。このため、バイオマス発電事業者は、送配電事業者から出力制御その他の協力を求められた場合には、これに協力することが必要である。なお、具体的な出力制御ルールに関しては、国が別途定める出力制御の指針を参照すること。

②及び③について、ノンファーム型接続の適用に際し、送電容量制約により、一般送配電事業者等から出力制御の協力を求められた場合に、これに協力することが必要であることから、必要な機器については一般送配電事業者等が公表する技術仕様書を参照すること。

3. 非常時に求められる対処

- | |
|--|
| <p>① 落雷・洪水・暴風・豪雪・地震・火災等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めること。</p> <p>② 発電設備に異常が生じた場合、速やかに現場の状況を確認するとともに、電気事業法等の規定に則った適切な措置を講ずること。また、施設外への影響が及ばないよう適切に対応するように努めること。さらに、主任技術者、保守点検及び維持管理を行う事業者、施工事業者等の発電設備に十分な知見がある者が点検を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第2項第1号〕</p> <p>③ 発電設備の異常又は破損等により近隣への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するように努めること。また、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること。被害が発生し損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うように努めること。</p> <p>④ 事故が発生した場合、関係法令の定めに従い、報告等の適切な対応を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第14号〕</p> <p>⑤ 発電設備の破損、事故等が発生した場合、原因究明と再発防止に努めること。</p> |
|--|

4. 周辺環境への配慮

- | |
|---|
| <p>① 事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認するように努めること。</p> |
|---|

- ② 発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。
- ③ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めること。
- ④ 標識に掲示する連絡先に記載のある者は、認定基準及び認定を受けた事業計画に従って事業を実施すべきであること（保守点検責任者への適切な監督を含む。）を踏まえ、周辺住民等から連絡があった場合に、適切に対応を行うこと。

5. 設備の更新

- 再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も、適宜設備を更新するとともに、バイオマス燃料を安定的に調達することで、バイオマス発電事業を継続するように努めること。

【解説】

再エネ特措法に基づく特別な措置により、国民負担をもって導入されたバイオマス発電設備については再エネ特措法に基づく調達期間/交付期間終了後も継続的な事業の実施が期待されている。当該発電設備が適切に運転されれば、調達期間/交付期間終了後も、導入した設備を活用して引き続き発電することができると想定されるため、当該発電設備により可能な限り発電を継続することが望ましい。また、当該発電設備による発電を終了した後においても、系統接続等の初期コストをかけずに低コストでバイオマス発電事業を実施することが可能であると想定されるため、必要な設備の更新及びバイオマス燃料の安定調達によりバイオマス発電事業を継続することが求められる。

なお、調達期間/交付期間終了後も、定期報告（運転費用報告）等を通じて、継続的にバイオマス比率の状況を報告すること（その際、調達期間/交付期間終了後に認定に係る全体のバイオマス比率を一定以上減少させた場合や0%とした場合には、指導等の対象となる。指導を行ったときは、その旨が公表されることとなる。）。

第4節 地域活用に関する事項

地域に賦存するエネルギー資源を活用できるバイオマス発電は、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待される。一方、2022年度からFIT制度に加えてFIP制度が導入され、FIP制度により早期に電力市場へ統合していくことが適切とも考えられる。

こうした中で、バイオマス発電について、2022年度は10,000kW未満かつ地域活用要件を満たすもの、2023年度以降は2,000kW未満かつ地域活用要件を満たすものに限り、FIT制度の新規認定を認める（ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは地域活用要件を求めず、規模によらずFIT制度を選択可能とする）こととする。具体的には、以下に掲げる（1）自家消

費型・地域消費型の地域活用要件①～③及び（２）地域一体型の地域活用要件①～③の６つのうちいずれか１つを満たすこととすることとする。

（１） 自家消費型・地域消費型の地域活用要件

FIT 制度の新規認定に設定される自家消費型・地域消費型の地域活用要件は、次の①～③とする。

- ① 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気量の少なくとも 30%を自家消費すること。すなわち、70%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 12 号の 2 のイ、第 5 条第 2 項第 7 号の 2〕
- ② 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の 50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するものであること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 12 号の 2 のロ〕
- ③ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも 10%を自家消費、すなわち、90%未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するものであること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 12 号の 2 のハ、第 5 条第 2 項第 7 号の 3〕

【解説】

①について、当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給（以下「自家消費等」という。）が可能な配線構造となっていることに加え、認定時に自家消費等の計画（以下「自家消費等計画」という。）を策定することが必要である。自家消費等計画には、（１）当該再エネ発電設備による発電電力量の見込み（年間ベース）、（２）自家消費等の用途・量の見込み（年間ベース）、（３）以上に基づいて計算される自家消費等の比率（年間ベース）を記載すること。

また、運転開始後の自家消費等の継続を制度的に担保するため、買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。具体的な状況の確認が実施できるよう、少なくとも３年間にわたり、当該需要場所における小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行うこと。具体的な状況の確認を実施することができない場合については、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。

②について、当該小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して再生可能エネルギー特定卸供給契約により電気を供給することを誓約し、契約の相手方にあたる小売電気事業者又は特定登録送配電事業者の小売供給する電気量（年間ベース）及び当該発電設備の所在都道府県内に小売供給する電気量（年間ベース）の確認のため、小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の協力によって発受電月報第5表（2）などの小売供給の状況を確認できる書類等を添付すること。なお、小売供給する電気量の50%以上とは、当該発電設備から発電された電気量の50%以上ではなく、当該小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が小売供給する電気量全体のうち50%であることに留意されたい。

③について、発電過程で発生した熱を活用する場合に加え、発電設備の一部（井戸等）から産出される熱を活用する場合も認める。申請時には、構造図において熱を供給する導管を示す、あるいはヒートバランスを示す等が求められる。また、電気の自家消費については、①と同様に、自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、認定時に自家消費計画を策定することが必要である。具体的な自家消費の状況の確認が実施できるよう、少なくとも3年間にわたり、当該需要場所における小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行うこと。

（2）地域一体型の地域活用要件

FIT 制度の新規認定に設定される地域一体型の地域活用要件は、次の①～③とする。

- ① 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義(第三者との共同名義含む) の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているものであること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第12号の2のニ〕
- ② 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するものであること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第12号の2のホ〕
- ③ 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するものであること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第12号の2ヘ〕

【解説】

①について、当該取り決めには、様々なものがあり得るため、地方公共団体の防災計画等を始め、個別の協定書など広く認める。ただし、当該再生可能エネルギー発電設備に関する基本情報、災害時を含む電気又は熱の供給先及び供給方法が定められているものとする。なお、当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うもの（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に

関する法律に基づく設備整備計画の認定、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化事業計画、土地改良法に基づく土地改良事業等）を含む。そのため、地方公共団体から認定を受けた事業計画等に災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体への供給が記載されている場合は、その写し等の提出を求め、新たに協定等を交わすことを求めない。

②について、地方公共団体が自ら事業を実施するとは、当該地方公共団体が当該再生可能エネルギー発電事業の認定事業者であることを指す。また、直接出資するものとは、当該地方公共団体が、当該認定事業者に対して資本金、基本金その他これに準ずるものに出資していることを指す。認定に当たっては、当該地方公共団体が出資していることを証する書類等を添付すること。

③について、地方公共団体が当該小売電気事業者又は登録特定送配電事業者として自ら事業を実施している又は直接出資していることを証する書類等を添付し、当該小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して再生可能エネルギー特定卸供給契約により電気を供給することを誓約すること。

なお、②③について、地方公共団体の主体的な関与が重要であるが、「主体的な関与」には様々なかたちがあると考えられることから、その関与の内容について、FIT 認定申請の際に申告されたい。また、地方公共団体が出資するにあたっては、一定の意思決定プロセスを経ているものと考えられることから、FIT 認定に当たっては、当面は出資の金額の多寡は問わない。

第5節 撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）

事業終了後に再生可能エネルギー発電設備が適切に撤去及び処分（ここでは、リサイクル、リユース及び廃棄をいう。）されることは、再生可能エネルギーの長期安定的な発電・自立化を促すために重要である。

本節では、事業終了後の適切な撤去及び処分の実施方法及び計画的な費用の確保についての遵守事項等を示す。

1. 計画的な廃棄等費用確保

- | |
|--|
| <p>① 廃棄等費用（発電事業が終了した時点で必要となる、バイオマス発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定した上で、事業計画を策定すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第8号〕</p> <p>② 廃棄等費用については、排出事業者等の見積りに基づいて算定するように努めること。</p> <p>③ 計画的な積立て等により、事業終了後の廃棄等費用の適正な確保に努めること。</p> |
|--|

【解説】

①②について、再エネ特措法に基づく調達価格/基準価格の算定に当たって、廃棄等費用が考慮されているため、撤去及び処分に際して必要な費用は調達期間/交付期間を通じて確保できるものと考えられる。なお、廃棄等費用の見積り取得が困難である場合には、調達価格/基準価格の算定において想定している資本費の5%以上が一つの目安となる。

③について、事業終了時に廃棄等費用を確実に確保するためには、その負担を分散させるために、継続的に積み立てることが望ましい。なお、廃棄等費用の積立てに際しては、資産除去債務に該当し、会計上の費用算入が認められる場合があるため、公認会計士等へ相談することが有益である。

2. 事業終了後の撤去及び処分の実施

- | |
|---|
| <p>① 事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第3号、第14号〕</p> <p>② 発電設備の撤去及び廃棄を自ら行う場合は、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第14号〕</p> <p>③ 発電設備の撤去及び廃棄（解体工事）を発注する場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定の遵守は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者の義務となるが、発注先の排出事業者において、適切な産業廃棄物の処理体制が構築されていることをバイオマス発電事業者においてあらかじめ確認するように努めること。また、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示すること。</p> <p>④ 発電設備の撤去及び処分を自ら行う場合、発電設備の分別解体等に伴って生じた特定建設資材について、建設リサイクル法に基づき、再資源化等を行うとともに、廃棄物処理法上の排出事業者として課された義務を遵守すること。再エネ特措法施行規則第5条第1項第14号〕</p> <p>⑤ 事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。</p> |
|---|

【解説】

事業を終了したバイオマス発電設備が放置された場合、電気設備や構造物の老朽化等が進むことにより、電気設備の事故による火事や倒壊等、公衆安全上の問題が生じるおそれがある。

①について、事業を終了したバイオマス発電設備は、速やかに撤去及び処分されることが望ましい。

さらに、事業終了後に適切に撤去及び処分されずに不法投棄された場合、環境汚染や景観の破壊につながるおそれがあるため、関係法令及び事業計画に基づいて、事業終了後、確実かつ適切な撤去及び処分を実施し、また、廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合には、確実かつ適切な撤去及び処分を実施する事業者を選定することが求められる。

②について、発電設備は、撤去及び廃棄を行う場合には廃棄物処理法において原則として「産業廃棄物」として取り扱われる。このため、バイオマス発電事業者は、関係法令に則り、事業終了後に適切に設備の廃棄・リサイクルを実施することが求められる。

③④について、バイオマス発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者が廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うことが求められるが、バイオマス発電事業者においても、当該関連法規等の制定趣旨を理解し、発注先の排出事業者が適切な産業廃棄物の処理体制を構築していることなどをあらかじめ確認してから発注することが望ましい。また、バイオマス発電事業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物の処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たす必要がある（参考：環境省 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知））

第6節 市場取引等により供給する事業(FIP 認定事業)を行う場合の必要な措置

本節では、再エネ特措法第2条の2に規定する市場取引等により供給する事業（以下「FIP 認定事業」という。）を行うに当たっての認定基準を示す。

1. 基本的な考え方

FIP 制度の適用を受けるためには、FIT 制度と同様、事業計画を作成・申請し、その事業計画が再エネ電気の利用の促進に資するものとして基準に適合すること、再エネ発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること、再エネ発電設備が安定的かつ効率的に発電できると見込まれること、といった基準に適合すると認められ、認定を取得することが必要である。

遵守事項を含むこうした認定基準は、適切な再エネ発電事業を実施する観点から、FIP 制度の適用を受けるためにも満たすべき認定基準である。

2. FIP 認定事業独自の認定基準

- 認定申請発電設備により発電される電気の取引や需給の調整に関する計画が適切であること。

【解説】

FIP 認定事業では、FIT 認定事業と異なり、認定事業者に対し、他の電源と同様に市場取引等による発電した電気を供給することが求められる。こうした趣旨を踏まえ FIP 制度の下での適切な事業実施を促すため、追加的に上記の認定基準が求められる。

FIT 認定事業は特定契約に基づいて送配電事業者もしくは小売電気事業者が買取り、買取義務者が発電事業者に代わり需給調整を行っていたが、FIP 認定事業については発電事業者が供給方法を自ら決定し、発電事業者が自ら需給調整を行うことが求められる。

このような FIP 制度下においても長期的・安定的な電気供給を適切に実施するため、認定前に電力の取引方法（市場取引や相対取引等）や需給管理方法（発電設備に求められる FIT と FIP 以外のリソースと同一 BG を組成することや蓄電池等による発電タイミングのシフトを行う等）を行い適切に計画策定していくことが求められる。

3. FIT 認定事業から FIP 認定事業への移行

- ① 認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する相手方が、発電量調整供給契約に基づき、複数の発電事業者で組成される集団に属するための申込みを行っていること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 8 号の 3 ハ(1)〕
- ② 認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する方法（卸電力取引市場における売買取引以外の方法による売買取引を行う場合にあっては、供給の相手方に関する情報を含む。）が決定していること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 8 号の 3 ハ(2)〕
- ③ 認定申請発電設備により発電される電気を特定契約により電気事業者に供給する事業を、市場取引等により供給する事業の認定を受ける日までに廃止し、遅滞なく、第十一条に規定する様式により、経済産業大臣に届け出ること。〔再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 8 号の 3 ハ(3)〕
- ④ 系統連系先の一般送配電事業者が定める系統連系技術要件におけるサイバーセキュリティに係る要件を遵守する事業者であること

【解説】

FIT 制度から FIP 制度への移行を認めるに当たっては、FIT 制度に参入している多数かつ多様な事業者が詳細を理解せずに FIP 制度へ移行してしまい、その後に FIT 制度に移行することも認められないため、混乱する等の事態が発生する可能性がある。

このようなリスクを回避するため、FIP 制度の下で追加的に上記の認定基準を充足し、長期的・安定的な電気供給を適切に実施できると認められることが求められる。

①について FIT 制度下では買取義務者との間で締結した特定契約に基づいて電力の供給を行っているが、FIP 認定事業は発電量調整供給契約に基づいて供給することが必要と

なる。そのため認定申請に当たっては発電量調整供給契約の申込を行っていることが求められる。

②について円滑な電気供給のために市場取引や小売電気事業者等による相対取引など供給先・方法を決定したうえで事業計画を策定することが求められる。

③について FIP 認定事業に移行をした場合、発電量調整供給契約締結後速やかに FIT 認定事業の廃止を届け出る必要がある。

④について FIP 認定事業へ移行する場合は、オンライン制御が拡大するとともに多様な取引方法が認められるなかでサイバーリスクが一層高まると予想されることを踏まえ、系統連系先の一般送配電事業者が定める系統連系技術要件におけるサイバーセキュリティに係る要件を遵守する事業者であることが求められる。

付録

主な関係法令リスト

表1 バイオマス発電事業に係る主な関係法令

法令	関係手続の例	所管
海岸法	海岸保全区域等内の占用許可 海岸保全区域等内の行為許可	国土交通省
ガス事業法	事業の開始等の届出	経済産業省
河川法	河川区域内の占用許可等	国土交通省
環境影響評価法	環境影響評価手続	環境省 経済産業省
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	国土交通省
建築基準法	建築確認申請	国土交通省
高圧ガス保安法	高圧ガス貯蔵所設置届出	経済産業省
航空法	空港周辺における建物等設置の制限 昼間障害標識設置物件の届出	国土交通省
工場立地法	工場立地法に基づく届出	経済産業省
港湾法	臨港地区内の行為の届出 港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可	国土交通省
国土利用計画法	土地売買等の届出	国土交通省
砂防法	砂防指定地内の行為許可 砂防設備の占有許可	国土交通省
森林法	林地開発許可 保安林指定解除手続 伐採及び伐採後の造林の届出	農林水産省
地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為許可 ばた山崩壊防止区域における行為許可	国土交通省 農林水産省
自然公園法	特別地域・特別保護地区内の行為許可	環境省
自然環境保全法	自然環境保全地域内の行為許可	環境省
消防法	消防法に基づく申請等	総務省
振動規制法	振動規制に関する届出	環境省
水質汚濁防止法	水質汚濁に関する施設設置の届出	環境省
絶滅のおそれがある	国内希少野生動植物種の捕獲等の許可	環境省

法令	関係手続の例	所管
野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区等内の行為許可等手続	
騒音規制法	騒音規制に関する届出	環境省
大気汚染防止法	大気汚染に関する届出	環境省
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可申請手続	国土交通省
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内の工事許可 特定盛土等規制区域内の工事許可	国土交通省 農林水産省
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内の行為許可手続	環境省
電気事業法 (電気工作物の場合)	供給計画の届出 保安規程の届出 主任技術者の選任及び届出 工事計画の届出(公害防止に関する手続を含む) 安全管理検査手続(使用前、定期)等	経済産業省
道路法	道路の占用許可 特殊車両通行許可	国土交通省
道路交通法	道路使用許可等	国土交通省
都市計画法	開発許可	国土交通省
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可	国土交通省
電波法	伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出	総務省
農地法	農地転用許可等	農林水産省
農業振興地域の整備に関する法律	市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	農林水産省
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置許可	環境省
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可	文部科学省

※ 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、遵守すべき法令及び関係手続についての最終的な確認を行うこと。

※ なお、「外国為替及び外国貿易法」の規定で定める外国投資家が、バイオマス発電事業

者への出資等を行う際には、当該法律に基づく届出又は報告が必要となる場合があるので、留意されたい。

表 2 事業計画の認定申請前に取得する必要がある許可等

法令	手続	所管
森林法	林地開発許可（第 10 条の 2 第 1 項）	農林水産省
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事許可（第 12 条第 1 項） 特定盛土等規制区域内の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事許可（第 30 条第 1 項） 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた許可（同法による改正前の宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文）	国土交通省 農林水産省
砂防法	砂防指定地の行為許可（第 4 条第 1 項（第 3 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分）	国土交通省
地すべり等防止法	地すべり防止区域内及びばた山崩壊防止区域内の行為許可（第 18 条第 1 項及び第 42 条第 1 項）	国土交通省 農林水産省
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（第 7 条第 1 項）	国土交通省